

平成30年度および平成31年度の

# 後期高齢者 医療保険料率

が決まりました

平成30年2月20日(火)に開催された平成30年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会で、平成30年度および平成31年度の後期高齢者医療保険料率額が決定されました。

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることになっています。

また、後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。被保険者一人当たりの医療給付費は、年々増加傾向にあり、今後増加が見込まれるところですが、平成30・31年度の保険料率を決定するに当たっては、医療給付費準備基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制したため、平成28・29年度から据え置きとなりました。

		平成30・31年度	平成28・29年度
保険料	均等割額	39,500円	39,500円
	所得割率	8.00%	8.00%
保険料の賦課限度額(上限額)		62万円	57万円

個人ごとの  
保険料額の決めかた



※賦課のもととなる金額  
＝ 総所得金額等－基礎控除33万円  
＝ 必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。  
※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

平成30年度および平成31年度の  
保険料の軽減について

**均等割額の軽減**  
世帯の所得水準にあわせて、下表のとおり均等割額が軽減されます。  
※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

**その他の軽減**  
後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、平成30年度は均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。平成31年度以降は資格取得後2年間は5割軽減となります。  
(※ただし、世帯の所得が低い方は、均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が優先されます。)  
また、所得割額の軽減が廃止されます。

表：均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他各種所得がない場合)	9割	3,950円
33万円を超えない世帯	8.5割	5,925円
33万円+[27.5万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	5割	19,750円
33万円+[50万円×世帯の被保険者数]を超えない世帯	2割	31,600円

問合せ：保険年金課(内線141142)